第４期
伊達市障がい者計画

令和７年度における施策に関する報告

伊　達　市

（もくじ）

第４期伊達市障がい者計画の進捗状況について（令和７年度分）　…　1

第４期伊達市障がい者計画　令和７年度各取組の評価　…　2

基本目標１　お互いを尊重し合えるまちづくり

１－１　差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
（１）　差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止　…　2
（２）　理解促進　…　3

１－２　情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
（１）　情報アクセシビリティの向上　…　5
（２）　意思疎通支援の充実　…　6

基本目標２　地域で暮らすことができる体制づくり

２－１　安全・安心な生活環境の整備
（１）　住まいの確保　…　7
（２）　バリアフリー化の促進　…　7
（３）　防犯・防災対策の推進　…　9

２－２　保健・医療の推進
（１）　障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見・早期支援　…　11
（２）　医療費の負担軽減　…　17

２－３　自立した生活の支援
（１）　相談支援体制の整備　…　19
（２）　生活支援サービスの提供　…　20
（３）　地域福祉活動の推進　…　22

基本目標３　自立への支援と社会参加の促進

３－１　雇用・就業の支援
（１）　雇用機会の拡大　…　23
（２）　福祉的就労の場の確保　…　23
（３）　障がい者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の増進　…　24

３－２　教育の振興
（１）　障がい児保育・療育の充実　…　24
（２）　学校教育の充実　…　26

３－３　社会参加の促進
（１）　本人活動、余暇活動の充実　…　27
（２）　地域活動の推進　…　30

第４期伊達市障がい者計画の進捗状況について（令和７年度分）

１．はじめに

令和６年～10年度の５年間を計画期間として策定した『第４期伊達市障がい者計画』に掲載された取組の進捗状況を点検・評価しました。

２．点検・評価の方法

掲載した66事業について、令和７年度の取組状況や今後の課題等を点検・評価しました。

評価基準は次のとおりです。

評　価	基　　準
A	計画どおりに施策・事業が実施できたもの(目的を達成し完了したものを含む)
B	施策・事業を実施したが、何らかの課題への対応や、更なる充実が必要なもの
C	施策・事業の実施が遅れている、準備中のもの
D	未実施、または目的の達成前に中止した施策・事業

３．点検・評価結果

66事業の進捗状況の点検・評価結果は以下のとおりでした。

（複数の課が担当して実施している場合は、計画作成所管課にて調整しました）

	基本目標	A評価	B評価	C評価	D評価
基本目標１	お互いを尊重し合えるまちづくり	12	2	0	0
基本目標２	地域で暮らすことができる体制づくり	26	2	0	0
基本目標３	自立への支援と社会参加の促進	20	3	0	1
計画全体：66事業		58 事業 (87.9%)	7 事業 (10.6%)	0 事業 (0.0%)	1 事業 (1.5%)

○点数換算（A＝5点、B＝3点、C＝1点、D＝0点）

点数換算（点）		(参考)目標ごとの100点満点換算
基本目標１	66 / 70	95 / 100
基本目標２	136 / 140	98 / 100
基本目標３	109 / 120	91 / 100
計画全体	311 / 330	95 / 100

４．総評

令和７年度の取組状況は、ABCD評価におけるA評価が全66事業中58事業、全体に占める割合が87.9％であり、概ね計画どおりに進んでいる状況と考えます。

B評価の事業７事業は、実施しているものの実施上の課題があればその解消を図るなど、更なる充実を図る必要があります。

事業の実施が遅れている、または準備中であるとしたC評価は該当がありませんでしたが、事業が未実施または中止であるとしたＤ評価は１事業あり、事業の終了、法人の解散から年数が経過している状況です。

第4期伊達市障がい者計画　令和7年度各取組の評価

【評価の方法】

A:計画どおりに施策・事業が実施できたもの(目的を達成し完了したものを含む)　B:施策・事業を実施したが、何らかの課題がある場合や、さらなる充実が必要と思われるもの

C:施策・事業の実施が遅れている、準備中のもの　D:未実施、または目的の達成前に中止した施策・事業

<table>
<tr><th>施策の基本目標、施策の柱・項目</th><th>概要</th><th>担当部署等</th><th>評価</th><th>成果・課題・今後の取組</th></tr>
<tr><td colspan="5">基本目標1　お互いを尊重し合えるまちづくり</td></tr>
<tr><td colspan="5">1－1　差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</td></tr>
<tr><td colspan="5">（1）差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</td></tr>
<tr><td rowspan="3">①地域生活における権利擁護制度の普及</td><td rowspan="3">・判断能力が不十分な障がい者の権利と財産に関する自己選択・自己決定を保証する成年後見制度や日常生活自立支援事業についての周知を図り、障がい者本人やその家族の利用を促進します。</td><td>社会福祉課</td><td>A</td><td>高齢や障がいのため、日常生活における判断能力に不安を感じる方への制度として「日常生活自立支援事業」について、社会福祉協議会のホームページで情報提供を行いました。</td></tr>
<tr><td>高齢福祉課・社会福祉課</td><td>A</td><td>■成年後見制度利用支援事業
▼目的:民法で定める後見、保佐及び補助に係る制度について、判断能力が十分でない高齢者、知的障がい者及び精神障がい者の生活の自立の援助と福祉の増進のために、老人福祉法、知的障害者福祉法並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、市長による後見等の開始の審判の申立てを行います。
また、平成24年4月1日より、審判請求に要した費用及び後見人の報酬に要する費用を助成する制度を創設しました。
▼対象:
・「市長申立て」判断能力が十分でない高齢者、知的障がい者及び精神障がい者で、該当者に開始審判の請求をする4親等以内の親族がいない方(平成18年6月から実施)
・「報酬助成」活用できる資産及び貯蓄が乏しく助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況にあると認められる方、生活保護法による被保護者の方、当該費用を負担することで生活保護法に定める要保護者となる方
<table>
<tr><td rowspan="2">成年後見制度利用人数(人)</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td><td>R9</td><td>R10</td></tr>
<tr><td>7</td><td>5</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>(総評価)</td><td>A</td><td></td></tr>
<tr><td>②市民相談の充実</td><td>・毎月開催されている人権擁護委員、行政相談委員による「困りごと相談」や弁護士による「無料法律相談」など各種市民相談業務を周知し、日常生活における困りごとなどの相談しやすい環境づくりを推進します。</td><td>市民課</td><td>A</td><td>各種市民相談は開催日時を市広報紙に毎月掲載し、周知を図っています。
▼目的:市民の日常生活の困りごと等の相談に対応するため、市民相談、困りごと相談、弁護士無料法律相談を開設しています。
▼対象:市民
<相談件数>
<table>
<tr><td>相談区分(件)</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td><td>R9</td><td>R10</td></tr>
<tr><td>市民相談</td><td>276</td><td>306</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>困りごと相談</td><td>5</td><td>8</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>弁護士無料法律相談</td><td>47</td><td>57</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>計</td><td>328</td><td>371</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table></td></tr>
</table>

第4期伊達市障がい者計画　令和7年度各取組の評価

<table>
<tr><th>施策の基本目標、施策の柱・項目</th><th>概要</th><th>担当部署等</th><th>評価</th><th>成果・課題・今後の取組</th></tr>
<tr><td>③虐待の防止</td><td>・障がい者に対する虐待の防止や早期発見、迅速かつ適切な支援を行うよう、市が設置する障がい者虐待防止センターを拠点に関係機関等との連携・協力を図ります。</td><td>社会福祉課</td><td>A</td><td>平成24年から、障がい者虐待防止センター（機能）を設置し、「伊達市障がい 者虐待対応マニュアル」に基づき対応しています。
・実施機関：伊達市（直営）
・受付窓口：健康福祉部社会福祉課障がい者福祉係
・受付日時：365日24時間対応（休日、夜間は市当直員が通報の一次対応）
<table><tr><th></th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr><tr><td>虐待（疑）の通報（届出）件数</td><td>6</td><td>18</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>虐待が認められた件数</td><td>0</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>虐待が認められなかった件数</td><td>2</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>協議中の件数</td><td>4</td><td>17</td><td></td><td></td><td></td></tr></table></td></tr>
<tr><td>④障がいを理由とする差別解消の推進</td><td>・障害者差別解消法に定める不当な差別的取り扱いの禁止及び合理的配慮の提供の趣旨に基づき、障がいを理由とする差別の解消について、市民への理解と関心を深めるため周知・啓発を行います。</td><td>社会福祉課</td><td>A</td><td>広報だて8月号に「障害者差別解消法」に関する記事を掲載しました。
また、市ホームページにも掲載し啓発を行っています。</td></tr>
<tr><td colspan="5">（2）理解促進</td></tr>
<tr><td>①広報紙、ホームページ等による啓発の推進</td><td>・障がい・障がい者への理解を深めるため、市の広報紙やホームページなどによる啓発を推進します。
・ノーマライゼーションの理念の普及啓発を図るため、北海道や障がい者関係団体と連携した「障害者週間（ 毎年12月3日～9日まで）」の啓発事業を推進します。
・総合相談や情報提供などを行う伊達市障がい者総合相談支援センター「あい」の利用促進のため、周知啓発を図ります。</td><td>社会福祉課</td><td>A</td><td>■障がい者への理解を深めるため、市の広報紙やホームページなどによる啓発を推進しました。
・広報だてに、「知っておきたい福祉の話」を6回掲載し、「手話で心をかよわせよう」を毎月掲載しました。
・ホームページの「社会福祉課障がい者福祉係」のページで、障がい者に関する情報を随時発信しました。
■12月3日から9日までの障害者週間について、広報紙やフェイスブックに掲載し、市民への啓発を行いました。
■伊達市障がい者総合相談支援センター「あい」について、広報紙やホームページで紹介しているほか、公共施設へのパンフレットの設置を行っています。
■障がい者手帳用のパンフレット等を活用して周知を図りました。</td></tr>
<tr><td>②当事者団体等による市民啓発活動への支援</td><td>・障がい者への理解を深めるため、障がい者自身による障がい者の生活についての体験発表や、手話・点字の指導など、当事者や当事者団体による市民への働きかけや啓発活動などを支援するとともに、地域との交流活動などを支援します。</td><td>社会福祉課</td><td>B</td><td>伊達聴力障害者協会主催の「市民手話講習会」を共催しています。令和7年度は工事等により会場が確保できず
開催できませんでしたが、引き続き市民への働きかけや啓発活動などを支援していく必要があると考えます。
<table><tr><th></th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr><tr><td>開催日</td><td>R7.3.2</td><td>ー</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>参加者（人）</td><td>36</td><td>ー</td><td></td><td></td><td></td></tr></table></td></tr>
</table>

第4期伊達市障がい者計画　令和7年度各取組の評価

<table>
<tr><th>施策の基本目標、
施策の柱・項目</th><th>概要</th><th>担当部署等</th><th>評価</th><th>成果・課題・今後の取組</th></tr>
<tr><td rowspan="3">③事業所への啓発活動の充実</td><td rowspan="3">・障がい者雇用についての理解を促進するため、企業や事業所への啓発に努めるとともに、ジョブコーチによる支援、トライアル雇用など障がい者雇用に対する各種制度の周知を図ります。</td><td>社会福祉課</td><td>B</td><td>市が実施した、障がい者雇用に関するアンケート結果をホームページに掲載しています。調査以外にも企業などへの啓発について、商工観光課等と連携を図り進めていく必要があると考えます。</td></tr>
<tr><td>商工観光課</td><td>A</td><td>障がい者雇用に関する理解促進・啓発活動として、ハローワーク等からの情報提供を基に制度等の周知を随時行いました。</td></tr>
<tr><td>（総評価）</td><td>B</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">④福祉教育による福祉意識の啓発</td><td rowspan="3">・福祉に関する体験的な学習の積極的な推進を図り、障がい・障がい者に対する理解を深められるよう啓発に努めます。</td><td>社会福祉課</td><td>A</td><td>手話に対する理解や利用を広げることを目的に、ろうあ者を学校等へ講師として派遣する「手話講座」を実施しました。</td></tr>
<tr><td>指導室</td><td>A</td><td>総合的な学習の時間や道徳の時間等において、障がいのある人に対する理解を深める学習を行うなど、福祉についての意識を深めることができました。</td></tr>
<tr><td>（総評価）</td><td>A</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">⑤ユニバーサルデザインの啓発・推進</td><td rowspan="4">・様々な人に配慮するユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくりを推進します。
・バリアフリー法等に基づき、多くの市民が利用する公共施設及び民間建築物について、障がい者の利用に配慮した施設・設備となるよう指導、助言を行います。</td><td>企画課</td><td>A</td><td>ホームページのウェブアクセシビリティに対する配慮
身体に障がいのある方が身体的な制約などにとらわれることなく、ホームページを閲覧できるよう、日本工業規格（JIS）の情報アクセシビリティに関する規格「JIS X 8341-3：2016 高齢者・障害者等配慮設計指針－情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス－第3部：ウェブコンテンツ」への準拠を目指し、可能な限り本規格の示す要件に沿ったホームページの運用・制作に努めました。
▼対象：身体障がい者全般</td></tr>
<tr><td>社会福祉課</td><td>A</td><td>ホームページで内閣府の「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」を紹介しています。</td></tr>
<tr><td>都市住宅課</td><td>A</td><td>公共的施設の建設計画段階で、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた施設として検討することにしています。
次の表のとおり、民間建築物について指導・助言を行いました。
<table>
<tr><th></th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr>
<tr><td>店舗数（件）</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>事務所数（件）</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>（総評価）</td><td>A</td><td></td></tr>
</table>

第4期伊達市障がい者計画　令和7年度各取組の評価

<table>
<tr><th>施策の基本目標、
施策の柱・項目</th><th>概要</th><th>担当部署等</th><th>評価</th><th>成果・課題・今後の取組</th></tr>
<tr><td colspan="5">1－2　情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実</td></tr>
<tr><td colspan="5">（1）情報アクセシビリティの向上</td></tr>
<tr><td>①広報紙、ホームページなどの効果的活用と充実</td><td>・市の広報紙やホームページ、公式SNS多様な広報媒体を活用し、効果的な情報提供に努めます。</td><td>社会福祉課</td><td>A</td><td>■伊達市ホームページ「社会福祉課障がい者福祉係」のページにおいて、福祉に関する情報を随時発信しました。また、特に啓発が必要な場合等は状況に応じホームページのトップにも掲載しました。
■広報紙の「知っておきたい福祉の話」コーナーで福祉に関する様々な情報を提供しました。
令和7年度の広報だて各号の掲載記事は次のとおりです。
・4月号～補装具・日常生活用具
・6月号～ヘルプマーク・ヘルプカード
・8月号～障害者差別解消法について
・10月号～声の広報・点字広報
・12月号～12月3日から9日は「障害者週間」です
・2月号～伊達市障がい者総合相談支援センター「あい」</td></tr>
<tr><td>②障がいに応じた情報提供の充実</td><td>・ボランティアによる広報だての音訳版・点訳版の配布や、情報文章へのルビ付けなど、障がいの状態に応じた情報の提供に配慮します。</td><td>社会福祉課</td><td>A</td><td>声の広報
「広報だて」の内容を、朗読ボランティア「やまびこ」がCDに録音し、視覚障がいのある方へ配布しています。
＜声の広報配布実績（各年度末時点）＞
<table><tr><th></th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr><tr><td>配付件数（件）</td><td>9</td><td>9</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>
点訳ボランティア
伊達市点訳ボランティアの会が、点字の「広報だて」を作成し、視覚障がいのある方へ配布しています。
＜点字広報配布実績（各年度末時点）＞
<table><tr><th></th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr><tr><td>配付件数（件）</td><td>6</td><td>6</td><td></td><td></td><td></td></tr></table></td></tr>
<tr><td>③情報コーナーの整備</td><td>・障がい者に対する虐待の防止や早期発見、迅速かつ適切な支援を行うよう、市が設置する障がい者虐待防止センターを拠点に関係機関等との連携・協力を図ります。</td><td>総務課</td><td>A</td><td>■障がい者虐待防止センターと総務課が連携し、来庁者の目に入りやすい庁舎の正面玄関スペースに設置しているデジタルサイネージ（電子掲示板）にて障がい者福祉に関する情報を随時表示することで、より多くの来著者に、より分かりやすく情報発信をすることができました。
■庁内の掲示板に啓発ポスター等を掲示することにより、来庁者はもちろん職員に対しても意識づけを促すことができました。
■市立図書館などの公共施設においても一部情報の提供を行っており、より広く情報が行き届くよう庁内の連携強化にも努めています。</td></tr>
</table>

第4期伊達市障がい者計画　令和7年度各取組の評価

<table>
<tr><th>施策の基本目標、
施策の柱・項目</th><th>概要</th><th>担当部署等</th><th>評価</th><th>成果・課題・今後の取組</th></tr>
<tr><td colspan="5">（2）意思疎通支援の充実</td></tr>
<tr><td>①聴覚障がい者等意思疎通支援事業の実施</td><td>・聴覚障がい及び音声・言語障がいのある人の意思疎通を支援するため、手話通訳員及び手話通訳協力員を派遣します。手話奉仕員養成講座の実施など手話の普及に努めます。</td><td>社会福祉課</td><td>A</td><td>手話通訳員及び手話通訳協力員を派遣しました。
＜手話通訳者派遣実績（件数）＞
<table><tr><th></th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr><tr><td>手話通訳員</td><td>140</td><td>179</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>手話通訳協力員</td><td>30</td><td>45</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>ろうあ連盟委託</td><td>0</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>手話奉仕員養成講座を開催しました。
＜手話奉仕員養成講座実績（人）＞
<table><tr><th></th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr><tr><td>受講人数</td><td>9</td><td>4</td><td></td><td></td><td></td></tr></table></td></tr>
<tr><td>②障がいに応じた意思疎通支援</td><td>・伊達手話の会や点訳ボランティアの会等の活動を促進し、意思疎通支援の普及を図ります。
・障がいに応じた意思疎通を支援する用具を給付します。</td><td>社会福祉課</td><td>A</td><td>伊達手話の会の運営活動について支援しました。
日常生活用具給付等事業で意思疎通支援のための用具（情報・意思疎通支援用援具）の給付を行いました。
＜情報・意思疎通支援用具給付実績（件数）＞
<table><tr><th>用具</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr><tr><td>情報・通信支援用具</td><td>1</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>視覚障がい者用地上デジタル対応ラジオ</td><td>1</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>視覚障がい者用ポータブルレコーダー</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>視覚障がい者用拡大読書器</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>視覚障がい者用時計</td><td>4</td><td>6</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>視覚障がい者用活字文書読み上げ装置</td><td>1</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>視覚障がい者用体温計</td><td>0</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>視覚障がい者用体重計</td><td>0</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>視覚障がい者用血圧計</td><td>0</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>聴覚障がい者用通信装置</td><td>0</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>聴覚障がい者用屋内信号装置</td><td>1</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>携帯用会話補助装置</td><td>0</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>人工喉頭</td><td>3</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>点字図書</td><td>6</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr></table></td></tr>
</table>

第4期伊達市障がい者計画　令和7年度各取組の評価

【評価の方法】

A:計画どおりに施策・事業が実施できたもの(目的を達成し完了したものを含む)　B:施策・事業を実施したが、何らかの課題がある場合や、さらなる充実が必要と思われるもの

C:施策・事業の実施が遅れている、準備中のもの　D:未実施、または目的の達成前に中止した施策・事業

<table>
<tr><th>施策の基本目標、施策の柱・項目</th><th>概要</th><th>担当部署等</th><th>評価</th><th>成果・課題・今後の取組</th></tr>
<tr><td colspan="5">基本目標2　地域で暮らすことができる体制づくり</td></tr>
<tr><td colspan="5">2ー1　安全・安心な生活環境の整備</td></tr>
<tr><td colspan="5">（1）住まいの確保</td></tr>
<tr><td>①住宅改修費の助成</td><td>・重度の肢体不自由等の障がい者が在宅で安全・快適に生活するため、また介護者の負担を軽減するため、居宅の改修に必要な費用の一部を助成します。</td><td>社会福祉課</td><td>A</td><td>伊達市重度身体障がい者等住宅改修費等給付事業(目的)在宅の重度身体障がい者(児)に住宅の改修工事費及び居宅生活動作補助用具の購入費を給付することにより、地域における自立を図り、その福祉の増進を図ります。
▼対象:市内に居住地を有する者で、下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障がいに限る。)を有する身体障がい者等であって、障がい程度等級3級以上(特殊便器の取替えについては上肢障害2級以上)の者
▼その他:給付は原則1回。対象経費は、手すりの取付け、段差の解消等5種目の住宅改修費及びその住宅改修費に付帯して必要となる住宅改修
＜給付状況等＞
<table>
<tr><th></th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr>
<tr><td>給付件数(件)</td><td>1</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>支出額(円)</td><td>66,000</td><td>67,530</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>②グループホーム等の整備促進</td><td>・障がい者の地域での自立した生活を支援するため社会福祉法人等によるグループホームの整備を促進します。</td><td>社会福祉課</td><td>A</td><td>既存のグループホーム等の耐震化やスプリンクラーの設置に対して障害者自立支援対策推進事業や社会福祉施設整備費補助金等を活用することにより、その整備の促進を図っています。</td></tr>
<tr><td colspan="5">（2）バリアフリー化の促進</td></tr>
<tr><td>①公共交通機関のバリアフリー化</td><td>・市内運行バスの低床ノンステップバス導入など、公共交通機関のバリアフリー化を推進します。</td><td>企画課</td><td>B</td><td>ユニバーサルデザインタクシーを導入した市内タクシー事業者に対し、車両の購入に係る補助金を交付しています。令和7年度は事業者において同車両の購入がありませんでしたが、引き続き、乗り降りしやすい車両の計画的な導入について事業者との連携を図る必要があると考えます。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">②公共施設のバリアフリー化</td><td rowspan="3">・障がい者が利用しやすい施設を目指して、公共施設のバリアフリー化を推進します。</td><td>都市住宅課</td><td>A</td><td>公共施設の建設計画の段階で、バリアフリーの考え方を取り入れた施設として検討することにしています。</td></tr>
<tr><td>建設課</td><td>A</td><td>伊達市バリアフリー基本構想では、各事業者がそれぞれの施設において特定事業計画を策定することとしておりますが、その特定事業計画をまとめた伊達市バリアフリー特定事業計画の点検・更新を行い、令和7年12月に改訂しました。</td></tr>
<tr><td>(総評価)</td><td>A</td><td></td></tr>
</table>

第4期伊達市障がい者計画　令和7年度各取組の評価

<table>
<tr><th>施策の基本目標、施策の柱・項目</th><th>概要</th><th>担当部署等</th><th>評価</th><th>成果・課題・今後の取組</th></tr>
<tr><td rowspan="3">③歩道等の整備</td><td rowspan="3">・障がい者の歩行空間を確保するため、自転車等の利用者への啓発・指導を推進し、放置自転車等対策の推進強化を図ります。
・障がい者が安心して利用できる歩行空間確保のための歩道整備や段差解消を推進します。
・視覚障がい者の安全歩行を確保するため、誘導用ブロックの敷設を推進します。</td><td>自治振興課</td><td>A</td><td>伊達警察署及び関係団体と連携し、自転車利用者への指導対策の推進（小学生交通安全教室）を実施しました。
▼目的：正しい横断歩道の渡り方や自転車の乗り方等の交通ルール全般を小学生が身につけるために、市内小学生を対象に、交通指導員が実践指導をする交通安全教室の際に、放置自転車についての内容も啓発の1つに盛り込んでいます。
▼対象：依頼のあった市内小学校
＜実績＞
<table>
<tr><th></th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr>
<tr><td>利用学校数（校）</td><td>4</td><td>4</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>実施回数（回）</td><td>5</td><td>5</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>参加総数（人）</td><td>468</td><td>435</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>建設課</td><td>A</td><td>障がいのある人が安心して歩行できるよう、道路工事にあわせて段差を解消、また、交通量の著しい中心市街地の主要幹線道路の交差部には、交差位置がわかるよう誘導用ブロック（点字ブロック）を設置しています。
＜市道の歩道等整備実績＞
<table>
<tr><th></th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr>
<tr><td>歩道の段差解消工事</td><td>市道中央通り線
162m
市道末永9号線
332m
市道末永線
60m</td><td>市道中央通り線
50m
市道旭ヶ岡線
179m
市道西小路線
65m
市道旭9号線
85m</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>点字ブロック設置工事</td><td>市道中央通り線
120m</td><td>市道東通り線
25m
市道舟岡通り線
40m</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td colspan="2">（総評価）</td><td>A</td><td></td></tr>
<tr><td>④専用駐車スペースの確保・促進</td><td>・多くの市民が利用する公共施設及び民間建築物などへの障がい者専用駐車スペースの確保を促進します。</td><td>都市住宅課</td><td>A</td><td>公共施設等の建設において「北海道福祉のまちづくり条例」の「整備基準」にあわせて、車いす使用者駐車場の整備を進めていきます。</td></tr>
</table>

第4期伊達市障がい者計画　令和7年度各取組の評価

<table>
<tr><th>施策の基本目標、施策の柱・項目</th><th>概要</th><th>担当部署等</th><th>評価</th><th>成果・課題・今後の取組</th></tr>
<tr><td colspan="5">（3）防犯・防災対策の推進</td></tr>
<tr><td rowspan="3">①防犯・防災意識の啓発</td><td rowspan="3">・地域ぐるみの防犯活動を推進し、犯罪の予防に努めるとともに、障がい者に対する地域住民を中心とした支援体制の整備を促進します。
・警察署、防犯協会と連携し、広報紙やホームページを通して防犯意識の高揚と啓発を図ります。
・広報紙での意識啓発、訓練への参加促進などにより防火・防災知識の向上を図ります。</td><td>自治振興課</td><td>A</td><td>伊達市防犯協会、伊達地方防犯協会連合会、伊達地方暴力追放運動推進協議会の3団体に補助金・負担金を交付し、障がい者を含めた地域住民を中心とした防犯活動に対する支援を行いました。

＜補助金・負担金支払実績（円）＞
<table>
<tr><th>補助金・負担金（円）</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr>
<tr><td>伊達市防犯協会補助金</td><td>437,000</td><td>437,000</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>伊達地方防犯協会連合会負担金</td><td>1,313,000</td><td>1,313,000</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>伊達地方暴力追放運動推進協議会負担金</td><td>143,900</td><td>141,100</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
伊達警察署及び伊達地方防犯協会連合会、伊達市防犯協会と連携し、「ながら見守り」や街頭啓発などの活動を通して防犯意識の高揚を図りました。
▼令和7年度事業実績
・全国地域安全運動（10月11日～10月20日）
・歳末地域安全運動（12月15日～12月31日）</td></tr>
<tr><td>危機管理課</td><td>A</td><td>市民の防災意識向上等を目的に伊達市防災アドバイザー業務委託により、広報紙への防災コラム掲載（年2回）、防災講演会を実施しました。また、総合防災訓練を2回実施し、防災意識の向上を図るとともに、市職員向けに災害時初動対応等訓練を実施し、災害発生時の初動期対応について練度向上を図りました。</td></tr>
<tr><td>（総評価）</td><td>A</td><td></td></tr>
<tr><td>②避難支援等関係団体による避難行動要支援者対策の推進</td><td>・平時から避難行動要支援者の避難準備を進めるため、避難支援等関係団体に避難行動要支援者名簿を提供し、対策活動の内容充実・支援体制の整備を促進します。</td><td>危機管理課・高齢福祉課・社会福祉課</td><td>A</td><td>平成29年8月に策定した「避難行動要支援者対策計画」に基づき作成されている避難行動要支援者名簿の対象者の確認や個別避難計画等の作成を行い、本人の同意に基づき関係団体へ名簿提供を行いました。</td></tr>
</table>

第4期伊達市障がい者計画　令和7年度各取組の評価

<table>
<tr><th>施策の基本目標、施策の柱・項目</th><th>概要</th><th>担当部署等</th><th>評価</th><th>成果・課題・今後の取組</th></tr>
<tr><td rowspan="4">③緊急時通報体制の充実</td><td rowspan="4">・消防署と連携し、聴覚障がい者の緊急時の通信手段である「FAX119番」、「NET119」の利用を促進します。
・ひとり暮らしの高齢者及び重度心身障がい者等の日常生活上の緊急事態に対処するため、高齢者等緊急通報システム事業を実施します。</td><td>社会福祉課</td><td>A</td><td>平成12年から運用の「災害対策聴覚障がい者用緊急連絡一斉送信」については、運用はありませんでした。</td></tr>
<tr><td>高齢福祉課</td><td>A</td><td>■緊急通報サービス事業の実施
▼目的：在宅のひとり暮らし高齢者等に家庭用緊急通報機器を貸与し、緊急通報受信センターと電話回線で直通することで、急病・災害等突発的事態が発生したときに迅速かつ正確な救援体制をとることにより、高齢者等の日常生活の不安解消及び人命の安全確保をするとともに福祉の向上を図ります。
▼対象：おおむね65歳以上のひとり暮らし世帯又は高齢者のみの世帯であって、健康状態、身体状況又は日常生活動作の状況に支障がある等、緊急時の通報手段が困難な者、又はひとり暮らしの重度心身障がい者であって、市民税非課税世帯に属する者
<table>
<tr><th></th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr>
<tr><td>利用人員（人）</td><td>36</td><td>38</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>事業費（千円）</td><td>1,340</td><td>1,289</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>伊達消防署</td><td>A</td><td>■FAXを活用した119番通報《FAX119》
▼目的：火災または救急事案が発生した際に、登録している聴力障がい者及び音声・言語機能障がい者へ迅速・的確な対応（出動）を図るため
▼内容：聴力障がい者及び音声・言語機能障がい者に事前に住所、氏名等の情報をFAX119に登録してもらい、通報時に的確な対応が図れるよう、登録内容の把握が迅速にできるシステム。
▼対象：西胆振行政事務組合管轄に在住の聴覚障がい者及び音声・言語機能障がい者
<table>
<tr><th></th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr>
<tr><td>登録者数（人）</td><td>20</td><td>17</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>通報件数（件）</td><td>0</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
■携帯電話やスマートフォンを活用した119番通報《NET119》
▼目的：火災または救急事案が発生した際に、登録している聴力障がい者及び音声・言語機能障がい者へ迅速・的確な対応（出動）を図るため
▼内容：聴力障がい者及び音声・言語機能障がい者に事前に住所、氏名等の情報をNET119に登録してもらい、通報時に的確な対応が図れるよう、登録内容の把握が迅速にできるシステム。また、チャット機能によりリアルタイム文字会話が可能であり、GPS機能付きの機種であれば自宅だけでなく外出先からでも通報者の位置を容易に特定できるもの。
▼対象：西胆振行政事務組合管轄に在住または在勤若しくは在学の聴覚障がい者及び音声・言語機能障がい者
<table>
<tr><th></th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr>
<tr><td>登録者数（人）</td><td>8</td><td>8</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>通報件数（件）</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>（総評価）</td><td>A</td><td></td></tr>
<tr><td>④福祉避難所の設置</td><td>・障がい者、高齢者、難病患者など、避難所生活に特別な配慮が必要な人のための福祉避難所の整備を推進します。</td><td>危機管理課・高齢福祉課・社会福祉課</td><td>A</td><td>令和7年度に新たに障がい者施設の3施設、高齢者施設の1施設を福祉避難所に指定し、これまで、市内6箇所の障がい者施設及び9箇所の高齢者施設を福祉避難所に指定しています。</td></tr>
</table>

第4期伊達市障がい者計画　令和7年度各取組の評価

<table>
<tr><th>施策の基本目標、
施策の柱・項目</th><th>概要</th><th>担当部署等</th><th>評価</th><th>成果・課題・今後の取組</th></tr>
<tr><td colspan="5">2−2　保健・医療の推進</td></tr>
<tr><td colspan="5">（1）障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見・早期支援</td></tr>
<tr><td>①妊娠・出産・育児相談の充実</td><td>・妊娠、出産が安全に経過できるように、妊娠届出時や母子健康手帳交付時などの面接相談の実施や、新生児訪問、乳幼児健康相談の実施など各種相談を継続し、疾病などの予防と早期発見に努めます。</td><td>健康推進課</td><td>A</td><td>■母子健康手帳の交付、妊婦健康診査受診券発行及び保健指導の実施
▼目的：周産期の異常を早期に発見し、安定した周産期を送り、安全に出産及実 び育児ができることを目的としています。
▼対象：伊達市に住民票のある妊産婦
<table>
<tr><th></th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr>
<tr><td colspan="6">妊婦健康診査受診券発行数</td></tr>
<tr><td>妊婦一般健康診査（人）</td><td>135</td><td>149</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>産婦健康診査（人）</td><td>137</td><td>134</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>超音波検査（人）</td><td>134</td><td>149</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="6">母子健康手帳交付数</td></tr>
<tr><td>妊婦届出数（人）</td><td>124</td><td>89</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="6">マタニティ教室</td></tr>
<tr><td>対象者数（人）</td><td>59</td><td>47</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>参加者数（人）</td><td>34</td><td>29</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>参加率（%）</td><td>57.6%</td><td>61.7%</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

■新生児聴覚検査費助成事業
▼目的：聴こえにくさを早期に発見し、適切な支援を行うことで、言語発達への影響を最小限にすることを目的としています。
▼対象：生後1ヶ月未満の児
<table>
<tr><th></th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr>
<tr><td>利用者数（人）</td><td>119</td><td>108</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

■室蘭保健所管内養育支援保健・医療連携システム
▼目的：関係機関との連携のもと、養育支援を必要とする家庭を早期に把握・訪問することによって適切な子育て支援を行います。
▼対象：・新生児の健康状態により保健指導を必要とする場合
・母親の健康状態、育児環境により保健指導を必要とする場合　等
<table>
<tr><th></th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr>
<tr><td>対象者数（人）</td><td>32</td><td>41</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>訪問数（回）</td><td>30</td><td>41</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

（次ページに続く）</td></tr>
</table>

第4期伊達市障がい者計画　令和7年度各取組の評価

<table>
<tr><th>施策の基本目標、
施策の柱・項目</th><th>概要</th><th>担当部署等</th><th>評価</th><th>成果・課題・今後の取組</th></tr>
<tr><td>①妊娠・出産・育児相談の充実</td><td>・妊娠、出産が安全に経過できるように、妊娠届出時や母子健康手帳交付時などの面接相談の実施や、新生児訪問、乳幼児健康相談の実施など各種相談を継続し、疾病などの予防と早期発見に努めます。</td><td>健康推進課</td><td>A</td><td>（前ページからの続き）

■新生児訪問
▼目的：保健師が生後1か月前後の児のいる家庭を訪問し、母子の心身の健康状態及び養育環境の把握を行い、保健指導を行います。
▼対象：全出生児とその家庭

<table>
<tr><th></th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr>
<tr><td>対象者数（人）</td><td>131</td><td>124</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>訪問数（回）</td><td>110</td><td>118</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

■産後ケア事業
▼目的：家庭等から産後の援助が十分に得られないなど、特に育児支援を必要とする母子に、心身の安定と育児不安の解消を図ることを目的としています。
▼対象：出産後1年以内の母子のうち、下記のいずれかに当てはまる方
・家族などから十分な家事及び育児のなどの援助が受けられない方
・産後に心身の不調または育児不安などのある方

<table>
<tr><th></th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr>
<tr><td>利用数（回）</td><td>53</td><td>116</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

■1歳児健康栄養相談
▼目的：1歳頃の発育発達の確認、育児不安解消及び軽減を図ります。
▼対象：満1歳児または相談を希望する児とその親

<table>
<tr><th></th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr>
<tr><td>対象者数（人）</td><td>132</td><td>108</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>参加者数（人）</td><td>102</td><td>90</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

第4期伊達市障がい者計画　令和7年度各取組の評価

<table>
<tr><th>施策の基本目標、施策の柱・項目</th><th>概要</th><th>担当部署等</th><th>評価</th><th>成果・課題・今後の取組</th></tr>
<tr><td>②早期発見体制の充実</td><td>・母子保健法に基づく乳幼児健診や相談を実施することで障がいの早期発見に努め、継続した相談を行います。</td><td>健康推進課</td><td>A</td><td>
■乳幼児健康診査
▼目的：乳幼児の疾病や異常の早期発見・早期対応と共に、育児不安・育児困難の解消及び軽減を図ります。
▼対象：・乳児健康診査：生後4か月、7か月児、その他経過観察が必要な児
・1歳6か月児健康診査：1歳6か月～1歳8か月児、その他経過観察が必要な児
・3歳児健康診査：3歳3か月～3歳5か月児、その他経過観察が必要な児
<table>
<tr><th></th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr>
<tr><td>乳児健康診査</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>対象者数(人)</td><td>236</td><td>245</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>受診者数(人)</td><td>250</td><td>243</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>受診率(%)</td><td>105.9%</td><td>99.2%</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>1歳6か月児健康診査</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>対象者数(人)</td><td>158</td><td>114</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>受診者数(人)</td><td>151</td><td>110</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>受診率(%)</td><td>95.6%</td><td>96.5%</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>3歳児健康診査</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>対象者数(人)</td><td>169</td><td>143</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>受診者数(人)</td><td>160</td><td>139</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>受診率(%)</td><td>94.7%</td><td>97.2%</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
■2歳児健康相談
▼目的：発育・発達の確認、育児不安解消及び軽減を図ります。
▼対象：2歳0か月～2歳2か月児、その他経過観察が必要な児
<table>
<tr><th></th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr>
<tr><td>対象者数(人)</td><td>137</td><td>135</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>受相者数(人)</td><td>129</td><td>119</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>受相率(%)</td><td>94.2%</td><td>88.1%</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
■5歳児健康相談
▼目的：発育・発達の確認、就学に向けた情報提供や相談を行い、育児不安解消及び軽減を図ります。
▼対象：年度中に5歳になる児
<table>
<tr><th></th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr>
<tr><td>対象者数(人)</td><td>171</td><td>165</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>受相者数(人)</td><td>31</td><td>41</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>受相率(%)</td><td>18.1%</td><td>24.8%</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

第4期伊達市障がい者計画　令和7年度各取組の評価

<table>
<tr><th>施策の基本目標、施策の柱・項目</th><th>概要</th><th>担当部署等</th><th>評価</th><th>成果・課題・今後の取組</th></tr>
<tr><td>③発育発達相談の充実</td><td>・幼児健康相談や保健師による家庭訪問を行います。</td><td>健康推進課</td><td>A</td><td>■乳幼児家庭訪問等指導事業
▼目的：保健師が関係機関と連携しながら訪問や相談による支援を行います。
▼対象：育児支援が必要な乳幼児のいる家庭

<table><tr><th></th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr><tr><td>乳児延訪問数（実／延）</td><td>44／54</td><td>59/94</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>幼児延訪問数（実／延）</td><td>3／4</td><td>5/8</td><td></td><td></td><td></td></tr></table></td></tr>
<tr><td>④教育相談の充実</td><td>・障がいのある児童生徒一人ひとりの状態に応じた相談に的確に対応できるよう、就学前の発達相談や学校における教育相談を行います。</td><td>指導室</td><td>A</td><td>■指導室の設置
▼目的：教育に関する各種相談等に対応するため、教育委員会に指導室を設置しています。
▼職員：指導主事2名と退職教員3名が、教育相談業務に当たっています。（※令和4年度より）

■伊達市特別支援教育コーディネーター3名（北海道伊達高等養護学校等教諭）による小中学校巡回訪問
▼目的：本人、保護者等に対する支援の方向性を明確にし、また、関係機関との情報共有を図るため、各関係機関を巡回訪問し、幼児児童生徒の実態把握等及び相談を実施しています。
▼対象：保育所・幼稚園・小中学校

■校内指導・相談体制の整備・子どもの育成や教育に関して様々な悩みをもつ親、保護者等に対して、随時、相談に対応するため、保護者等との連携を密にするよう努めています。・相談した内容は、校内特別支援教育コーディネーターが中心となり、伊達市特別支援教育コーディネーター等や関係機関と連携を図り、指導体制の充実を図っています。・専門家チームからの適切な指導・助言により、児童への指導や家庭への相談の充実を図っています。・幼稚園、保育所への訪問を実施しています。
▼時期：5～6月
▼対象：保育所・幼稚園・障がいのある園児の保護者との定期的な話し合いの実施・定期の相談の実施・随時の相談（※必要に応じて、関係機関との連携を図っています。）

■新入学時健診において、教育相談を実施し特別支援に関する相談を行いました。
■特別支援学級に関する措置について、学校と連携して教育相談を行いました。
■子どもの育成や教育に関しての様々な悩みのある親、保護者等に対して学校を通して北海道特別支援教育センターの巡回相談窓口の周知や新入学時健診において、教育相談を実施しました。</td></tr>
</table>

第4期伊達市障がい者計画　令和7年度各取組の評価

<table>
<tr><th>施策の基本目標、
施策の柱・項目</th><th>概要</th><th>担当部署等</th><th>評価</th><th>成果・課題・今後の取組</th></tr>
<tr><td rowspan="2">⑤ 健康診査、がん検診、生活習慣病の予防支援の充実</td><td rowspan="2">・高齢者の医療の確保に関する法律及び健康増進法に基づく健康診査やがん検診などを実施し、生活習慣病予防や疾病の早期発見と健康への意識向上を図ります。
・生活習慣病を予防・改善することにより予防できる障がいに対して、適切で効果的な健康相談、健康教育、訪問指導等を行います。</td><td>保険医療課</td><td>A</td><td>■後期高齢者健康診査の実施
▼目的：後期高齢者に対し健康診査を実施することにより、傷病の発生を未然に防止し、また早期発見により重症化、長期化を防ぎ、健康の保持増進を図ります。
▼対象：後期高齢者医療制度に加入している方
▼内容：問診、身体測定、血圧、血中脂質検査、肝機能検査、血糖検査、尿検査、腎機能検査。自己負担なし。
<table><tr><th></th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr><tr><td>受診者数（人）</td><td>798</td><td>822</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>
■後期高齢者短期人間ドックの実施
▼目的：後期高齢者に対し短期人間ドックを実施することにより、傷病の発生を未然に防止し、また早期発見により重症化、長期化を防ぎ、健康の保持増進を図ります。
▼対象：後期高齢者医療制度に加入している方
▼内容：上記健康診査の内容に、胃・肺・大腸がん検診や心電図検査、眼底検査、超音波検査などを加えた総合的な健診。自己負担5,000円。
<table><tr><th></th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr><tr><td>受診者数（人）</td><td>48</td><td>50</td><td></td><td></td><td></td></tr></table></td></tr>
<tr><td>健康推進課</td><td>A</td><td>■健康相談・訪問指導 ※根拠法：健康増進法
▼目的：心身の健康に関する個別の相談に応じた必要な助言及び指導を行い、生活習慣改善や健康の保持増進を図ります。
▼対象：満40歳から64歳までの方
▼内容：本人及び家族等の相談を電話や面接、文書、訪問指導により実施しています。
<table><tr><th></th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr><tr><td>健康相談（ 延件数）</td><td>169</td><td>243</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>訪問指導（ 延件数）</td><td>0</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>
■健康教育 ※根拠法：健康増進法
▼目的：生活習慣病を防ぐための健康教育を推進し、健康に関する正しい知識の普及を行うことにより、健康意識を高め、健康の保持増進を図ります。
▼対象：自治会、各種サークル、介護予防グループ、企業等
▼内容：生活習慣病予防をテーマとした講話や調理実習
<table><tr><th></th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr><tr><td>実施回数（ 回）</td><td>20</td><td>20</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>実施人数（ 人）</td><td>335</td><td>313</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>
（次ページに続く）</td></tr>
</table>

第4期伊達市障がい者計画　令和7年度各取組の評価

<table>
<tr><th>施策の基本目標、施策の柱・項目</th><th>概要</th><th>担当部署等</th><th>評価</th><th>成果・課題・今後の取組</th></tr>
<tr><td rowspan="2">⑤ 健康診査、がん検診、生活習慣病の予防支援の充実</td><td rowspan="2">・高齢者の医療の確保に関する法律及び健康増進法に基づく健康診査やがん検診などを実施し、生活習慣病予防や疾病の早期発見と健康への意識向上を図ります。
・生活習慣病を予防・改善することにより予防できる障がいに対して、適切で効果的な健康相談、健康教育、訪問指導等を行います。</td><td>健康推進課</td><td>A</td><td>（前ページからの続き）
■特定健康診査・健康診査 ※根拠法：高齢者医療確保法
▼目的：内臓脂肪型肥満に着目した健康診査の実施により、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を必要とする人を抽出し、糖尿病等生活習慣病の有病者・予備群を減少させます。
▼対象：当該年度に満40歳から75歳になる伊達市国民健康保険加入者
▼内容：問診、身長・体重及び腹囲測定、血圧測定、血液検査（脂質・糖代謝・肝機能・腎機能）尿検査（タンパク・糖）
<table><tr><th>特定健康診査</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr><tr><td>対象者数（人）</td><td>4,562</td><td>4,255</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>受診者数（人）</td><td>1,657</td><td>1,525</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>受診率（%）</td><td>36.3%</td><td>35.8%</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>
■がん検診（胃・肺・大腸・乳・子宮がん検診）※根拠法：健康増進法
▼目的：がんの早期発見・早期治療により、死亡者を減少させます。
▼対象：40歳以上（子宮がん検診は20歳以上）
▼内容：胃バリウム検査、胸部X線撮影、便潜血検査、子宮頸部細胞診及び内診、乳房マンモグラフィ検査
<table><tr><th></th><th></th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr><tr><td rowspan="3">胃がん</td><td>対象者数（人）</td><td>22,688</td><td>22,392</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>受診者数（人）</td><td>1,012</td><td>891</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>受診率（%）</td><td>4.5%</td><td>4.0%</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">肺がん</td><td>対象者数（人）</td><td>22,688</td><td>22,392</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>受診者数（人）</td><td>2,699</td><td>2,578</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>受診率（%）</td><td>11.9%</td><td>11.5%</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">大腸がん</td><td>対象者数（人）</td><td>22,688</td><td>22,392</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>受診者数（人）</td><td>2,374</td><td>2,265</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>受診率（%）</td><td>10.5%</td><td>10.1%</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">乳がん</td><td>対象者数（人）</td><td>12,586</td><td>12,443</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>受診者数（人）</td><td>934</td><td>915</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>受診率（%）</td><td>7.4%</td><td>7.4%</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">子宮がん</td><td>対象者数（人）</td><td>14,819</td><td>14,624</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>受診者数（人）</td><td>940</td><td>903</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>受診率（%）</td><td>6.3%</td><td>6.2%</td><td></td><td></td><td></td></tr></table></td></tr>
<tr><td>（総評価）</td><td>A</td><td></td></tr>
</table>

第4期伊達市障がい者計画　令和7年度各取組の評価

<table>
<tr><th>施策の基本目標、
施策の柱・項目</th><th>概要</th><th>担当部署等</th><th>評価</th><th>成果・課題・今後の取組</th></tr>
<tr><td colspan="5">（2）医療費の負担軽減</td></tr>
<tr><td>①重度心身障がい者医療費の助成</td><td>・重度心身障がい者医療費助成事業の周知を徹底するとともに、適切な支給に努めます。</td><td>保険医療課</td><td>A</td><td>■重度心身障がい者医療費の助成
▼目的：重度心身障がい者に対し医療費の一部を助成することにより、健康の保持と福祉の増進を図ります。
▼対象：・身体障害者手帳の障がい程度が1級、2級又は3級（内部疾患のみ）の 方
・療育手帳「A」の方
・精神障害者保健福祉手帳の障がいの程度が1級の方（通院医療費のみ）
▼その他：・3歳未満の方又は市町村民税非課税世帯の方は、初診時一部負担金のみの負担
・3歳以上かつ市町村民税課税世帯の方は、1割負担
■重度心身障がい者医療費助成制度について、市広報紙及びホームページに掲載し、市民に情報提供を行いました。
＜重度心身障がい者医療費の助成状況＞
<table><tr><th></th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr><tr><td>対象者数※（人）</td><td>948</td><td>920</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>助成件数（件）</td><td>25,789</td><td>24,530</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>※対象者数は、年度末の人数</td></tr>
<tr><td>②自立支援医療制度の周知と給付</td><td>・身体の障がいを軽減するために、適切な更生医療の給付を行うとともに、精神障がいの通院医療費の軽減措置である精神通院医療及び育成医療の周知を図ります。</td><td>社会福祉課</td><td>A</td><td>自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）について、広報紙及びホームページに掲載し、市民への情報提供を行いました。
＜更生医療の給付等実績（延べ人数）＞
<table><tr><th colspan="2">区分</th><th>障がいの種類</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr><tr><td rowspan="9">入院</td><td rowspan="3">国民健康保険</td><td>肢体不自由</td><td>1</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>腎機能障がい</td><td>15</td><td>5</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>免疫機能障がい</td><td>0</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">社会保険</td><td>肢体不自由</td><td>0</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>腎機能障がい</td><td>11</td><td>8</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">後期高齢者医療</td><td>肢体不自由</td><td>3</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>腎機能障がい</td><td>194</td><td>159</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>肝機能障がい</td><td>0</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">生活保護</td><td>肢体不自由</td><td>0</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>腎機能障がい</td><td>22</td><td>18</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>（次ページに続く）</td></tr>
</table>

第4期伊達市障がい者計画　令和7年度各取組の評価

<table>
<tr><th>施策の基本目標、
施策の柱・項目</th><th>概要</th><th>担当部署等</th><th>評価</th><th>成果・課題・今後の取組</th></tr>
<tr><td>②自立支援医療制度の周知と給付</td><td>・身体の障がいを軽減するために、適切な更生医療の給付を行うとともに、精神障がいの通院医療費の軽減措置である精神通院医療及び育成医療の周知を図ります。</td><td>社会福祉課</td><td>A</td><td>（前ページからの続き）
＜更生医療の給付等実績（延べ人数）＞
<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>障がいの種類</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr>
<tr><td rowspan="9">入院外</td><td rowspan="4">国民健康保険</td><td>肢体不自由</td><td>0</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>腎機能障がい</td><td>321</td><td>291</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>肝機能障がい</td><td>0</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>免疫機能障がい</td><td>13</td><td>12</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">社会保険</td><td>腎機能障がい</td><td>392</td><td>398</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>免疫機能障がい</td><td>40</td><td>59</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">後期高齢者医療</td><td>肢体不自由</td><td>0</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>腎機能障がい</td><td>1,316</td><td>1,334</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>肝機能障がい</td><td>0</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>生活保護</td><td>腎機能障がい</td><td>208</td><td>157</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">障がいの種類ごとの合計</td><td>肢体不自由</td><td>0</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>腎機能障がい</td><td>2,237</td><td>2,180</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>肝機能障がい</td><td>0</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>免疫機能障がい</td><td>53</td><td>71</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
＜育成医療の給付等実績（延べ人数）＞
<table>
<tr><th></th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr>
<tr><td>自立支援医療受給者証交付数</td><td>17</td><td>19</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
＜精神医療の給付等実績（延べ人数）＞
・自立支援医療受給者証交付数（伊達市分）483人
・自立支援医療申請内訳
<table>
<tr><th>新規交付申請件数</th><th>再認定申請件数</th><th>計</th></tr>
<tr><td>43</td><td>440</td><td>483</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>③特定疾患医療給付などの周知と関係機関との連携</td><td>・特定疾患医療給付や小児慢性特定疾患医療給付等の各種医療給付制度の周知について、保健所や医療機関との連携を図ります。</td><td>健康推進課</td><td>A</td><td>主に保健所や医療機関において周知されており、必要に応じて協力をしています。</td></tr>
</table>

第4期伊達市障がい者計画　令和7年度各取組の評価

<table>
<tr><th>施策の基本目標、
施策の柱・項目</th><th>概要</th><th>担当部署等</th><th>評価</th><th>成果・課題・今後の取組</th></tr>
<tr><td colspan="5">2−3　自立した生活の支援</td></tr>
<tr><td colspan="5">（1）相談支援体制の整備</td></tr>
<tr><td>①ケアマネジメントシステムの構築</td><td>・障がい者の自立生活を支援するため、適切なサービスを総合的かつ継続的に提供できるよう、関係機関との連携のもと支援体制の確立を図ります。</td><td>社会福祉課</td><td>A</td><td>障害福祉サービスの利用にあたり困難な状況にあるケースについては、専門的な知識のある関係機関等と連携し、ケース検討会議を行い、対応しました。</td></tr>
<tr><td>②相談支援体制の充実</td><td>・障がい者の自立生活を支援するため、適切なサービスを総合的かつ継続的に提供できるよう、関係機関との連携のもと支援体制の確立を図ります。</td><td>社会福祉課</td><td>A</td><td>■伊達市相談支援事業を社会福祉法人北海道社会福祉事業団に委託して実施しました。
・伊達市地域自立支援協議会の開催連携
全体会議：年4回
専門部会：精神障がい者地域生活支援、発達支援、高齢障がい者支援、働く人を支える（部会）、相談支援
・広報紙「藍すまいる」の発行（年3回）
＜相談支援等の実績（令和7年度）＞
<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>精神</th><th>知的</th><th>身体</th><th>発達</th><th>その他</th><th>合計</th></tr>
<tr><td colspan="2">人数（主障がい）</td><td>292</td><td>811</td><td>120</td><td>109</td><td>499</td><td>1,831</td></tr>
<tr><td rowspan="8">件数</td><td>電話・FAX・メール</td><td>370</td><td>573</td><td>40</td><td>22</td><td>82</td><td>1,087</td></tr>
<tr><td>来所</td><td>64</td><td>345</td><td>9</td><td>8</td><td>48</td><td>474</td></tr>
<tr><td>訪問</td><td>96</td><td>514</td><td>11</td><td>7</td><td>17</td><td>645</td></tr>
<tr><td>同行</td><td>87</td><td>327</td><td>37</td><td>2</td><td>75</td><td>528</td></tr>
<tr><td>代行</td><td>25</td><td>206</td><td>30</td><td>0</td><td>1</td><td>262</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>13</td><td>18</td><td>0</td><td>10</td><td>198</td><td>239</td></tr>
<tr><td>相談支援</td><td>250</td><td>627</td><td>126</td><td>225</td><td>444</td><td>1,672</td></tr>
<tr><td>計</td><td>905</td><td>2,610</td><td>253</td><td>274</td><td>865</td><td>4,907</td></tr>
</table>
■計画相談支援の実施にあたり、制度の円滑な運用を図るため、市内の指定特定相談支援事業所に支給決定に関する基本事項を提示し運用を開始しました。
＜計画相談支援実施状況＞
<table>
<tr><th></th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr>
<tr><td>利用実人数（人）</td><td>472</td><td>503</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
■身近な相談員としての民生委員児童委員、主任児童委員について、広報だてに掲載し、市民への情報提供を行ったほか、下記研修・会議に市職員が参加しました。
「障害支援区分認定調査員研修」　「障害者総合支援給付審査支払等システム市町村担当者説明会」
「伊達市地域自立支援協議会発達支援部会内部研修会」　「ノーリフティングケア施設見学研修会」
「伊達市地域自立支援協議会高齢障がい者支援部会学習会」　「障害福祉システムWEB説明会」
「令和6年度西胆振地区障がい者雇用支援地域合同会議」</td></tr>
</table>

第4期伊達市障がい者計画　令和7年度各取組の評価

<table>
<tr><th>施策の基本目標、施策の柱・項目</th><th>概要</th><th>担当部署等</th><th>評価</th><th>成果・課題・今後の取組</th></tr>
<tr><td>③地域づくりコーディネーターの活用</td><td>・障がい者が希望する場所で安心して生活できるよう、地域の相談支援体制づくりや施設入所者の地域生活への移行に向けた助言、調整等を広域的に支援します。</td><td>社会福祉課</td><td>B</td><td>胆振圏域障がい者総合相談支援センターるぴなすの休止により広域相談支援の活用はできなくなり、助言や調整などの支援がなくなった点は課題ですが、西胆振地域生活支援拠点連絡協議会にて、西胆振の地域課題の取組や計画相談支援などについて情報の共有・協議を行いました。</td></tr>
<tr><td>④地域生活支援拠点の機能充実</td><td>・障がい者の入所施設や病院からの地域移行を進めるとともに、重度化・高齢化や「親・配偶者亡き後」を見据え、障がい者の日常生活を地域全体で支える体制を整備します。</td><td>社会福祉課</td><td>A</td><td>平成30年度に地域生活支援拠点を整備しました。
拠点の機能充実に向け、緊急時や将来の利用を見据え、今後利用が見込まれる方を把握するため事前体験の利用登録を進めました。
令和7年度末登録者数：53名</td></tr>
<tr><td colspan="5">（2）生活支援サービスの提供</td></tr>
<tr><td>①障害福祉サービスの周知と給付</td><td>・障害福祉サービス等制度の周知を図り、障がい者のニーズや実態に応じたサービスの給付に努めます。</td><td>社会福祉課</td><td>A</td><td>市ホームページや窓口配布パンフレットにより、障害福祉サービスについての周知を行いました。
障害福祉サービスの利用実績については、「第7期伊達市障がい福祉計画令和7年度実績」に掲載しました。</td></tr>
<tr><td>②地域生活支援事業の周知と実施</td><td>・地域生活支援事業の周知を図り、障がい者のニーズや実態に応じた事業の実施に努めます。</td><td>社会福祉課</td><td>A</td><td>市ホームページや窓口配布パンフレットにより、各事業についての周知を行いました。
各事業の利用実績については、「第7期伊達市障がい福祉計画令和7年度実績」に掲載しました。</td></tr>
<tr><td>③経済的支援の周知</td><td>・特別障害者手当、障害児福祉手当や特別児童扶養手当などの経済的支援の周知に努めます。</td><td>社会福祉課</td><td>A</td><td>市ホームページで各手当の周知を行いました。また、広報だて5月号「知って安心！子育て世帯を支える制度いろいろ」の中で「障がいのあるお子さんをサポートする手当」として、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、重度心身障害児福祉手当を周知しました。</td></tr>
<tr><td>④外出支援の充実</td><td>・移動に制約がある障がい者などが利用できる福祉有償運送の推進と、制度の周知・理解促進を図ります。
・障がい者の就労や社会参加を支援するため、自動車運転免許の取得や障がいに応じた自動車改造に要する費用の一部を助成します。
・在宅重度障がい者の外出を支援するため、福祉タクシー・燃料併用助成券を交付し、利用料や燃料費の一部を助成します。
・障がい者の社会参加を支援するため、一人での外出が困難な人を対象に移動支援事業を実施します。
・障がい者の社会参加を支援するため、公共交通機関の旅客運賃割引や有料道路の通行料金割引などの制度の周知を図ります。</td><td>社会福祉課</td><td>A</td><td>■自動車運転免許取得費の助成
▼対象：市内に居住し、身体障害者手帳の交付を受けていて、自動車運転免許を取得することにより社会参加が見込まれる方（その他の条件有）です。
▼対象経費：運転免許を得るために要する経費です。助成額は、その経費の3分の2の額とし、その額が10万円を超えた場合には、10万円を限度とします。
＜給付状況等＞
<table>
<tr><th></th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr>
<tr><td>給付件数（件）</td><td>0</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>支出額（円）</td><td>0</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
（次ページに続く）</td></tr>
</table>

第4期伊達市障がい者計画　令和7年度各取組の評価

<table>
<tr><th>施策の基本目標、
施策の柱・項目</th><th>概要</th><th>担当部署等</th><th>評価</th><th>成果・課題・今後の取組</th></tr>
<tr><td>④外出支援の充実</td><td>・移動に制約がある障がい者などが利用できる福祉有償運送の推進と、制度の周知・理解促進を図ります。
・障がい者の就労や社会参加を支援するため、自動車運転免許の取得や障がいに応じた自動車改造に要する費用の一部を助成します。
・在宅重度障がい者の外出を支援するため、福祉タクシー・燃料併用助成券を交付し、利用料や燃料費の一部を助成します。
・障がい者の社会参加を支援するため、一人での外出が困難な人を対象に移動支援事業を実施します。
・障がい者の社会参加を支援するため、公共交通機関の旅客運賃割引や有料道路の通行料金割引などの制度の周知を図ります。</td><td>社会福祉課</td><td>A</td><td>（前ページからの続き）

■自動車改造費の助成
▼対象：市内に居住し、身体障害者手帳の交付を受けている肢体不自由者であって、就労等に伴い、自ら又は同一生計者が所有又は使用し、運転する自動車の操行装置及び駆動装置等の一部に改造の必要がある方（その他条件有）です。
▼対象経費：操行装置及び駆動装置等の改造に要する経費とし、その額が10万円を超えた場合には、10万円を限度とします。
＜交付状況＞

<table>
<tr><th></th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr>
<tr><td>給付件数（件）</td><td>2</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>支出額（円）</td><td>200,000</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

■福祉タクシー・燃料費併用助成券の交付
▼目的：重度の障がい者（児）が通院・会合・訪問などの外出で、タクシーを利用する場合はその一部を、自家用車を利用する場合は燃料代の一部を助成することにより、社会参加の促進を図り福祉の増進を図ります。
▼対象：・身体障害者手帳の障がい程度が1級又は2級である障がい者（児）
・療育手帳の障がいの程度がAの障がい者（児）
・精神障害者保健福祉手帳の障がいの程度が1級の障がい者（児）
▼助成内容：6,000円／年（500円／枚×12枚綴り）
＜助成状況＞

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr>
<tr><td rowspan="5">対象者</td><td>身体1級（人）</td><td>453</td><td>423</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>身体2級（人）</td><td>195</td><td>171</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>療育A（人）</td><td>128</td><td>129</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>精神1級（人）</td><td>13</td><td>14</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>計（人）</td><td>789</td><td>737</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">使用枚数（枚）</td><td>5,035</td><td>4,997</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">利用料金（円）</td><td>2,510,550</td><td>2,484,500</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

（次ページに続く）</td></tr>
</table>

第4期伊達市障がい者計画　令和7年度各取組の評価

<table>
<tr><th>施策の基本目標、
施策の柱・項目</th><th>概要</th><th>担当部署等</th><th>評価</th><th>成果・課題・今後の取組</th></tr>
<tr><td rowspan="3">④外出支援の充実</td><td rowspan="3">・移動に制約がある障がい者などが利用できる福祉有償運送の推進と、制度の周知・理解促進を図ります。
・障がい者の就労や社会参加を支援するため、自動車運転免許の取得や障がいに応じた自動車改造に要する費用の一部を助成します。
・在宅重度障がい者の外出を支援するため、福祉タクシー・燃料併用助成券を交付し、利用料や燃料費の一部を助成します。
・障がい者の社会参加を支援するため、一人での外出が困難な人を対象に移動支援事業を実施します。
・障がい者の社会参加を支援するため、公共交通機関の旅客運賃割引や有料道路の通行料金割引などの制度の周知を図ります。</td><td>社会福祉課</td><td>A</td><td>（前ページからの続き）
■障がいのある方に対する交通機関などの助成制度について、窓口において市民への情報提供を行ったほか、平成18年10月1日から伊達市移動支援事業実施要綱に基づき、次の事業を実施しています。
▼対象：市内に居住し、心身の状況から単独での外出が困難な方で、定められた障がい等に該当する方です。
▼事業内容：同一の月において、10時間までは無料で移動支援事業を受けられます。
10時間を超えた場合は、移動支援事業に要した費用の一部（1割）を移動支援事業所に支払うこととなります。
＜給付状況等＞
<table>
<tr><th></th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr>
<tr><td>利用人数（人）</td><td>9</td><td>8</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>利用時間（時間）</td><td>727.00</td><td>734</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>支出額（円）</td><td>2,977,340</td><td>2,942,090</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>高齢福祉課</td><td>A</td><td>■福祉有償運送への理解促進
▼目的：地域における移動制約者の移動のため、福祉団体等が行う福祉有償運送の必要性や安全性の確保を議論する福祉有償運送運営協議会を設置。旅客の輸送は本来公共交通機関が担うべきことを認識しつつ、移動制約者の移送ニーズと公共交通機関による輸送サービスの提供状況を勘案し、合意形成しています。
▼対象：社会福祉法人3事業所。対象者は、他人の介助によらず移動することが困難であり単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な要介護者、要支援者、障がいのある方で3事業者のいずれかに登録している方です。
＜登録状況＞
<table>
<tr><th>年度末会員数（人）</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr>
<tr><td>A事業所</td><td>14</td><td>15</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>B事業所</td><td>50</td><td>44</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>C事業所</td><td>19</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>合計</td><td>83</td><td>59</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>※C事業所はR8.3.31で廃止（廃止前12人）</td></tr>
<tr><td>（総評価）</td><td>A</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">（3）地域福祉活動の推進</td></tr>
<tr><td>①ボランティア活動の促進</td><td>・障がいのある人へのボランティア活動促進のため社会福祉協議会が行っているボランティアセンター、ボランティア連絡会の活動促進を図ります。
・障がい者自らがボランティア活動に参加したり、身近な活動を紹介できる体制づくりを支援します。</td><td>社会福祉課</td><td>A</td><td>■「ボランティアフォーラムだて」を後援しました。
■伊達市点訳ボランティアの会へ点字プリンターを無償貸与しました。
■「伊達市障がい者スポーツ交流会」を後援しました。
■「伊達市障がい者パークゴルフ交流会」を後援しています。（令和7年度未開催）</td></tr>
<tr><td>②当事者団体への支援</td><td>・障がい者の活動母体である当事者団体の活動を支援します。</td><td>社会福祉課</td><td>A</td><td>■精神障がい者の回復者クラブ「ハッピーサークル」に対し、運営費補助を行いました。
■「伊達手話の会」に対し、運営費補助を行いました。
■「ふれあい広場だて」を後援しました。</td></tr>
</table>

第4期伊達市障がい者計画　令和7年度各取組の評価

【評価の方法】

A:計画どおりに施策・事業が実施できたもの(目的を達成し完了したものを含む)　B:施策・事業を実施したが、何らかの課題がある場合や、さらなる充実が必要と思われるもの

C:施策・事業の実施が遅れている、準備中のもの　D:未実施、または目的の達成前に中止した施策・事業

施策の基本目標、施策の柱・項目	概要	担当部署等	評価	成果・課題・今後の取組
基本目標3　自立への支援と社会参加の促進				
3ー1　雇用・就業の支援				
(1)雇用機会の拡大				
①職親会の活用	・職親会を中心に職場への定着性を高め雇用の促進を図ります。	社会福祉課	A	西胆振心身障がい者職親会が中心となり、知的障がい者の雇用促進と職場における定着性を高めています。(令和7年度末現在) ・正会員:59事業所　特別会員:9事業所 ・支援している知的障がい者の一般就労者数:110名 上記就労者の雇用先事業所数:28事業所
②障がい者雇用の促進	・障がい者雇用を促進するため、地域の特性を活かしながら、事業所との連携体制の整備と強化を図ります。 ・市職員における障害者雇用率の達成に努めます。	職員課	A	■伊達市職員採用試験 障がい者雇用を促進するため、平成25年度実施の伊達市職員採用試験から障がい者枠を設けています。 令和7年度実績　…　受験者:4名 合格者:0名 採用者:0名
		商工観光課・社会福祉課	A	障がい者の雇用促進に向け、ハローワークや関係機関等から提供された資料を活用して関係事業所へ周知を行いました。また、市内高校生向け企業説明会では、伊達高等養護学校が参加企業に対し、生徒の現場実習受け入れや就職について周知・PRする機会を設けました。
		(総評価)	A	
③職業相談・情報提供の充実	・障がい者の職業生活における自立を支援するため、国の制度を見据えながら、室蘭公共職業安定所との連携による就労相談や情報提供を行います。	社会福祉課	A	■胆振日高障がい者就業・生活支援センター「すて～じ」、室蘭公共職業安定所伊達分室と連携し、就労相談や求人情報の情報提供を行いました。 ■胆振日高障がい者就業・生活支援センター「すて～じ」主催で、西胆振・東胆振・日高・空知圏域「合同企業セミナー」及び西胆振地区障がい者雇用支援地域合同会議を開催しました。
④農福連携の支援	・伊達市地域自立支援協議会の働く人を支える部会や農業関係団体と連携し、農業と福祉の連携を支援します。	農務課・社会福祉課	B	農業の仕事に興味を持つ方と農福連携を目指す生産者との橋渡しができるよう、生産者のニーズの把握・調整を進めるとともに、働く人を支える部会や農業関係団体との連携を深めていく必要があると考えます。引き続き、課題や成功事例の情報収集に努め、農福連携の推進に必要な取組について関係機関と協議・連携を図ります。
(2)福祉的就労の場の確保				
①一般就労に向けた訓練・相談機能の強化	・一般就労に向けた訓練や相談機能の充実が図られるよう、就労継続支援施設、伊達市障がい者総合相談支援センターあい及び西胆振障がい者就業・生活支援センターすて～じの連携を強化します。	社会福祉課	A	申請者の希望に沿った訓練等給付の支給により、多くの方が一般就労を目指せるよう支援を行っています。また、相談機能の強化については、各事業所において一般就労に向けた取組を実施しており、新規の相談については伊達市障がい者総合相談支援センター「相談室あい」や障がい者就業・生活支援センター「すて～じ」からの情報提供を受けて、必要な支給決定を行っています。
②地域活動支援センターへの支援	・障がい者の地域での自立した生活を支援するため、地域活動支援センターの施設運営等を支援します。	社会福祉課	D	地域活動支援センター(特定非営利活動法人かしわ会)の施設運営に対して支援していましたが、平成28年度で事業を終了し、解散しました。

第4期伊達市障がい者計画　令和7年度各取組の評価

<table>
<tr><th>施策の基本目標、
施策の柱・項目</th><th>概要</th><th>担当部署等</th><th>評価</th><th>成果・課題・今後の取組</th></tr>
<tr><td colspan="5">（3）障がい者就労施設等が供給する物品および役務に対する需要の増進</td></tr>
<tr><td>①障がい者就労施設等が供給できる物品及び役務の把握</td><td>・障がい者就労施設等が提供する物品や役務を需要に結びつけるため、的確に把握することに努めます。</td><td>社会福祉課</td><td>A</td><td>市内事業所に対し、提供可能な物品等の調査を実施し、市ホームページに掲載しています。</td></tr>
<tr><td>②障がい者就労施設等が供給する物品及び役務の調達の推進</td><td>・障がい者就労施設等が供給する物品や役務の調達を推進するため、市が調達方針を作成し、市民が調達することの理解を深めるため、市の広報紙やホームページ等により周知啓発を図ります。</td><td>社会福祉課</td><td>B</td><td>伊達市障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成し、市ホームページに掲載しました。
令和7年度実績：2,425,865円（令和6年度実績より▲574,795円）
調達方針にある前年度実績を上回ることができなかったため、伊達市地域自立支援協議会と情報共有を図りつつ、調達方針の見直しなどの検討が必要と考えます。</td></tr>
<tr><td colspan="5">3−2　教育の振興</td></tr>
<tr><td colspan="5">（1）障がい児保育・療育の充実</td></tr>
<tr><td>①保育士などの資質向上</td><td>・保育士などの障がい児保育・教育従事者に対して研修を実施し、資質の向上を図ります。</td><td>子育て支援課</td><td>A</td><td>障がい児保育の実践にあたり、専門的な知識と技術を養い、保育環境のあり方について理解を深めるため、障がい児保育に関する研修に保育士が参加しています。
＜研修会参加者実績＞
<table><tr><th></th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr><tr><td>参加者数（人）</td><td>20</td><td>24</td><td></td><td></td><td></td></tr></table></td></tr>
<tr><td>②親などへの相談・指導体制の整備</td><td>・障がい児保育に関する相談に的確に対応できるよう、家庭相談員の配置や子育て支援センター、各保育所での相談指導体制の整備を図ります。
・子どもの育成や教育に関しての様々な悩みのある親、保護者等に対しての相談や指導体制を整備します。</td><td>子育て支援課</td><td>A</td><td>家庭児童相談員を配置し、子どもの心配ごとに関する様々な問題について、電話や窓口で相談を受け、助言や指導を実施しました。
さらに、市内3か所の子育て支援センターにおいて、子どもの発達などについての育児相談を実施しました。
＜家庭児童相談員による相談件数＞
<table><tr><th></th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr><tr><td>養護相談（件）</td><td>32</td><td>46</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>保健相談（件）</td><td>0</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>心身障がい（件）</td><td>24</td><td>30</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>非行相談（件）</td><td>0</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>健全育成</td><td>14</td><td>5</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>その他</td><td>23</td><td>16</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>計</td><td>93</td><td>99</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>
（次ページに続く）</td></tr>
</table>

第4期伊達市障がい者計画　令和7年度各取組の評価

<table>
<tr><th>施策の基本目標、施策の柱・項目</th><th>概要</th><th>担当部署等</th><th>評価</th><th>成果・課題・今後の取組</th></tr>
<tr><td rowspan="4">②親などへの相談・指導体制の整備</td><td rowspan="4">・障がい児保育に関する相談に的確に対応できるよう、家庭相談員の配置や子育て支援センター、各保育所での相談指導体制の整備を図ります。
・子どもの育成や教育に関しての様々な悩みのある親、保護者等に対しての相談や指導体制を整備します。</td><td>子育て支援課</td><td>A</td><td>（前ページからの続き）
＜子育て支援センターによる育児相談件数＞
<table><tr><th></th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr><tr><td>えがお(件)</td><td>91</td><td>108</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>くろーばー(件)</td><td>23</td><td>15</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>おひさま(件)</td><td>22</td><td>42</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>計</td><td>136</td><td>165</td><td></td><td></td><td></td></tr></table></td></tr>
<tr><td>社会福祉課</td><td>A</td><td>障害児通所支援のサービスである保育所等訪問支援により、専門知識を持った支援員が保育所などの「集団生活の場」に訪問し、子どもが楽しく快適に過ごせるよう支援しています。利用実績については、「第7期伊達市障がい福祉計画令和7年度実績」に掲載しています。</td></tr>
<tr><td>指導室</td><td>A</td><td>教育相談の充実に記載のとおりです。</td></tr>
<tr><td>（総評価）</td><td>A</td><td></td></tr>
<tr><td>③親同士のネットワーク支援</td><td>・互いの子育ての経験や情報交換を通し、それぞれの悩みの解決や、協力して子育てを支え合うなど、障がい児の親同士の交流やネットワークづくりを支援します。</td><td>子育て支援課</td><td>A</td><td>児童デイサービスセンターにおいて親同士の交流の場、情報交換の場として「就学に向けての話」等をテーマに保護者教室を実施しました。
<table><tr><th></th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr><tr><td>実施回数(回)</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>参加者数(人)</td><td>5</td><td>7</td><td></td><td></td><td></td></tr></table></td></tr>
<tr><td>④療育を必要とする幼児などへの支援の充実</td><td>・児童デイサービスセンター(児童発達支援事業)において、心身に発達の遅れや障がいのある在宅の児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などの早期療育を支援します。
・保育所や幼稚園などからの療育に関する相談や指導について支援します。
・医療・指導機関等と連携し、療育事業の充実を図ります。</td><td>子育て支援課</td><td>A</td><td>■児童デイサービスセンターにおいて心身に発達の遅れや心配のある子どもに療育訓練を行い、その発達を促すことを目的に実施しました。
<table><tr><th></th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr><tr><td>保育所や幼稚園等への発達支援回数(回)</td><td>32</td><td>34</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>通所児童数(各年度末時点)</td><td>47</td><td>38</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>
■毎月1回、室蘭児童相談所の専門職員による、しつけや発達の遅れ及び心身の障がい等、子どもの心配ごとに関するより専門的な相談を実施しました。
<table><tr><th></th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr><tr><td>実相談人数(人)</td><td>31</td><td>35</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>
（次ページに続く）</td></tr>
</table>

第4期伊達市障がい者計画　令和7年度各取組の評価

<table>
<tr><th>施策の基本目標、
施策の柱・項目</th><th>概要</th><th>担当部署等</th><th>評価</th><th>成果・課題・今後の取組</th></tr>
<tr><td>⑤放課後児童クラブ支援員などの資質向上</td><td>・支援員などの放課後児童クラブ従事者に対して研修を実施し、資質の向上を図ります。</td><td>生涯学習課</td><td>A</td><td>（前ページからの続き）
共働き家庭など昼間に保護者のいない児童の放課後に、保護者が帰宅するまでの安全な居場所を確保し、父母たちが安心して働けるよう、また、共同生活や遊びを通して子どもたちの健全育成を図ることを目的に実施しました。
＜入所児童数（各年度平均）＞
<table>
<tr><th>各年度平均人数（人）</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr>
<tr><td>うめのこ児童クラブ</td><td>47</td><td>153</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>さくら・あやめ児童クラブ</td><td>86</td><td>-</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>やまびこ児童クラブ</td><td>95</td><td>109</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>ほしのこ児童クラブ</td><td>67</td><td>84</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>おおたき児童クラブ</td><td>8</td><td>8</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>合計</td><td>303</td><td>354</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>⑥障害児通所支援事業の周知と給付</td><td>・児童発達支援、放課後等デイサービス等の周知を図り、障がい児のニーズや実態に応じたサービスの給付に努めます。</td><td>社会福祉課</td><td>A</td><td>■市ホームページや窓口配布パンフレットにより事業についての周知を行いました。
■障害児通所支援事業の利用実績については、「第7期伊達市障がい福祉計画令和7年度実績」に掲載。</td></tr>
<tr><td colspan="5">（2）学校教育の充実</td></tr>
<tr><td>①学校施設のバリアフリー化</td><td>・災害時の避難場所として利用することも考慮し、学校での学習や生活面で支障をきたさないよう学校施設のバリアフリー化を進めます。</td><td>学校教育課</td><td>A</td><td>（参考：令和7年度末の整備状況）
■スロープの設置　　：小学校5校 中学校3校、義務教育学校1校（全校設置）
■多目的トイレの設置：小学校5校 中学校3校、義務教育学校1校（全校設置）
■エレベーターの設置：小学校2校
■自動ドアの設置　　：小学校1校、中学校1校
■階段手すりの設置　：小学校4校、中学校2校、義務教育学校1校
※小学校1校、中学校1校は1階建てのため対象外</td></tr>
<tr><td>②交流教育の充実</td><td>・障がいのある子どもとない子どもとの交流及び共同学習を積極的に行うとともに、福祉施設等との交流を行い、障がい児理解の推進を図ります。</td><td>指導室</td><td>A</td><td>特別支援学級の児童生徒と通常学級の児童生徒の交流学習を可能な範囲で行いました。</td></tr>
<tr><td>③教職員研修の充実</td><td>・特別支援学級担当教職員の資質と専門性を高めるとともに、通常の学級の教職員に対しても障がいについての理解を深めるための研修を行います。・障がいのあるすべての児童生徒の教育的ニーズに応えるため、小・中学校における特別支援教育コーディネーターの資質向上に努めます。</td><td>指導室</td><td>A</td><td>■校内特別支援コーディネーターや特別支援教育支援員・介護員を対象とした研修を行い、障がいについての理解を深めるための研修を行いました。
<table>
<tr><th>研修参加者数（人）</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr>
<tr><td>校内特別支援コーディネーター</td><td>15</td><td>20</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>特別支援教育支援員・介護員</td><td>29</td><td>30</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
■特別支援コーディネーター連絡会議を行うことにより、「適切な就学支援について」、「校内特別支援教育コーディネーターに求められること」をテーマに研修を行うなど、特別支援に対する知識及び資質の向上に努めました。</td></tr>
</table>

第4期伊達市障がい者計画　令和7年度各取組の評価

<table>
<tr><th>施策の基本目標、施策の柱・項目</th><th>概要</th><th>担当部署等</th><th>評価</th><th>成果・課題・今後の取組</th></tr>
<tr><td>④特別支援教育体制の充実</td><td>・個別の教育支援計画及び指導計画を作成し、効果的な支援に努めるとともに、評価を踏まえ見直しや改善を行うなど、一人ひとりの障がいに応じた継続的な指導に努めます。
・障がいのある児童生徒の学習を支援するため、言語指導等を行う「ことばの教室」を開設します。
・障がいのある児童生徒が十分な情報提供が受けられ、適切な進路を選択できるよう、早期相談支援を行います。
・学校関係者のほか、医療や相談機関の関係者を委員に加えた特別支援教育推進委員会における専門的な支援を行います。</td><td>指導室</td><td>A</td><td>■児童生徒一人ひとりの障がいに応じて個別の教育支援計画及び指導計画を作成し、効果的な支援に努めるとともに、評価を踏まえ見直しや改善を行うなど、継続的な指導を行いました。
■ことばの教室を伊達小学校・東小学校に設置し、ことばに不安のある児童に対する指導を行いました。
<table><tr><th></th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr><tr><td>指導児童数(人)</td><td>69</td><td>67</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>
■特別支援学級に在籍する生徒に対して、早い時期から将来を見越した教育相談等を行うなど、適切な進路について相互理解を図りました。
■北海道伊達高等養護学校等と連携を図り、見学会を実施するなど就学先の理解を深めることができました。
■学校関係者のほか、幼稚園や保育所、養護学校等の関係者を委員に加えた特別支援教育推進委員会を開催し、次年度の新就学児の措置や在籍児童生徒の措置について協議をしました。</td></tr>
<tr><td colspan="5">3−3　社会参加の促進</td></tr>
<tr><td colspan="5">（1）本人活動、余暇活動の充実</td></tr>
<tr><td>①各種講座の充実と参加の促進</td><td>・障がい者のニーズに応じた講座の開催や障がいがあっても参加できる講座の企画など、講座の充実を図ります。
・ホームページ等による情報提供の充実を図り、様々な学習や活動への参加を促進します。</td><td>生涯学習課</td><td>A</td><td>■成人教育事業
・だて市民カレッジ、文化・芸術鑑賞講座、男女共同参画社会づくり推進事業：障がいの有無に関わらず、各種講座学習会に参加できます。

＜だて市民カレッジ開講実績＞
<table><tr><th></th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr><tr><td>開講数(講座)</td><td>5</td><td>5</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>参加者数(人)</td><td>187</td><td>275</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>
＜文化・芸術鑑賞講座開講実績＞※令和3年度まで市民講座
<table><tr><th></th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr><tr><td>開講数(講座)</td><td>2</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>参加者数(人)</td><td>41</td><td>61</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>
＜男女共同参画社会づくり推進事業実績＞
<table><tr><th></th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr><tr><td>開講数(講座)</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>参加者数(人)</td><td>17</td><td>20</td><td></td><td></td><td></td></tr></table></td></tr>
</table>

第4期伊達市障がい者計画　令和7年度各取組の評価

<table>
<tr><th>施策の基本目標、
施策の柱・項目</th><th>概要</th><th>担当部署等</th><th>評価</th><th>成果・課題・今後の取組</th></tr>
<tr><td>②スポーツ、芸術・
文化活動の推進</td><td>・障がい者のニーズに応じた講座の開催や障がいがあっても参加できる講座の企画など、講座の充実を図ります。
・ホームページ等による情報提供の充実を図り、様々な学習や活動への参加を促進します。</td><td>生涯学習課</td><td>A</td><td>■文化活動事業
大きな音や人混みの苦手な児童生徒が鑑賞できるよう会場外にモニターテレビとイスの設置、母子室を開放するなどし鑑賞環境を整えました。
＜巡回小劇場事業実績（小学生向け）＞（車いすで鑑賞できるよう会場設営等に配慮しました。）
<table>
<tr><th></th><th>演目</th><th>参加者数（人）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">R6</td><td>低学年向け　児童劇「河童の笛」</td><td>635</td></tr>
<tr><td>高学年向け　音楽「カンタービレ」</td><td>698</td></tr>
<tr><td rowspan="2">R7</td><td>低学年向け　音楽「PPPの楽しい芸術鑑賞会」</td><td>561</td></tr>
<tr><td>高学年向け　劇団四季ファミリーミュージカル「王子と少年」</td><td>733</td></tr>
<tr><td rowspan="2">R8</td><td>低学年向け</td><td></td></tr>
<tr><td>高学年向け</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">R9</td><td>低学年向け</td><td></td></tr>
<tr><td>高学年向け</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">R10</td><td>低学年向け</td><td></td></tr>
<tr><td>高学年向け</td><td></td></tr>
</table>
＜巡回小劇場事業実績（中学生向け）＞（車いすで鑑賞できるよう会場設営等に配慮しました。）
<table>
<tr><th></th><th>演目</th><th>参加者数（人）</th></tr>
<tr><td>R6</td><td>音楽「PPPの楽しい芸術鑑賞会」</td><td>775</td></tr>
<tr><td>R7</td><td>児童劇「オズの魔法使い」</td><td>739</td></tr>
<tr><td>R8</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>R9</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>R10</td><td></td><td></td></tr>
</table>
＜市民総合文化祭＞
<table>
<tr><th></th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr>
<tr><td>参加団体数（団体）</td><td>22</td><td>22</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>来場者数（人）</td><td>4,753</td><td>4,229</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
＜市民サークルまつり＞
<table>
<tr><th></th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr>
<tr><td>参加団体数（団体）</td><td>16</td><td>16</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>来場者数（人）</td><td>507</td><td>630</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
（次ページに続く）</td></tr>
</table>

第4期伊達市障がい者計画　令和7年度各取組の評価

<table>
<tr><th>施策の基本目標、施策の柱・項目</th><th>概要</th><th>担当部署等</th><th>評価</th><th>成果・課題・今後の取組</th></tr>
<tr><td>②スポーツ、芸術・文化活動の推進</td><td>・障がい者も参加できるスポーツ振興・文化活動事業を関係団体とともに推進し参加促進を図ります。</td><td>生涯学習課</td><td>A</td><td>（前ページの続き）
■スポーツ振興事業
ヨガなどのスポーツ教室を、障がいを持つ方が幅広く参加できるよう努め、開催しました。
<table>
<tr><th></th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr>
<tr><td>開催数（回）</td><td>2,954</td><td>3,425</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>来場者数（人）</td><td>36,915</td><td>41,340</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
■身体・知的・精神の3障がいの各団体が交流する伊達市障がい者スポーツ交流会等に対して支援しました。
<table>
<tr><th>参加者数（人）</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr>
<tr><td>障がい者スポーツ交流会</td><td>54</td><td>90</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>障がい者パークゴルフ交流会</td><td>未開催</td><td>未開催</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>③学習機会の充実</td><td>・利用者が求める調べもの・探しものを手伝う機能の強化に努め、障がいの状態に応じた学習機会の確保を図ります。</td><td>図書館</td><td>B</td><td>伊達市立図書館運営基本方針（平成30年9月28日策定）に基づき、点字図書や大活字本を整備すること、また、道立図書館の電子図書館利用登録を取り次ぐこと等により、利用者が求める調べもの・探しものを手伝う機能の強化に努めていますが、障がいのある方の状態に応じた学習機会の充実を図る必要があると考えます。</td></tr>
<tr><td>④選挙における配慮</td><td>・個・障がい者が投票しやすい環境づくりのため、期日前投票及び郵便投票など法令に基づく制度の周知、選挙制度に関する情報提供を行います。
・視覚障がい者へ音声による選挙期間や候補者の周知などを行い、点字投票にも対応します。
・投票所の段差解消や一部投票所においては、マット等を敷いて土足対応し、投票しやすい環境づくりを推進します。

※令和8年2月の衆院選では厳冬期の特殊事情のため、土足マットの設置を見合わせました。（場内水濡れによる転倒防止及び施設維持保全を考慮したため）</td><td>選挙管理委員会</td><td>A</td><td>■重度の障がいのある方には、郵便による不在者投票制度があるので、この制度活用のためのPRを広報紙やホームページで周知を行っています。また、車いす等を使用される方が、容易に投票できる期日前投票所を利用されるよう周知を行っています。
■各投票所において、点字投票対応のほか、車椅子の備置、バリアフリー施設以外の施設へスロープの設置による段差解消や投票事務従事者による介助を行い、投票しやすい環境づくりを行っています。
<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr>
<tr><td colspan="2">選挙種別</td><td>・衆議院議員総選挙
・最高裁判所裁判官国民審査</td><td>・参議院議員通常選挙
・衆議院議員総選挙
・最高裁判所裁判官国民審査</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">投票所数（か所）</td><td>全投票所</td><td>13</td><td>13</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>バリアフリー化</td><td>13</td><td>13</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>土足対応※</td><td>13</td><td>13</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">郵便投票の周知実施人数</td><td>6</td><td>6</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
※マット設置含む</td></tr>
</table>

第4期伊達市障がい者計画　令和7年度各取組の評価

<table>
<tr><th>施策の基本目標、
施策の柱・項目</th><th>概要</th><th>担当部署等</th><th>評価</th><th>成果・課題・今後の取組</th></tr>
<tr><td colspan="5">（2）地域活動の推進</td></tr>
<tr><td>①地域支え合いシステムの推進</td><td>・地域で自立した生活を送るため、地域の人々と関係者の協働による支え合い活動の実施に向けた体制づくりを推進します。
・障がい者への支援について、保健所や医療機関、関連施設と連携して対応します。</td><td>高齢福祉課・
社会福祉課</td><td>A</td><td>伊達市社会福祉協議会（社協）及び伊達市民生委員児童委員協議会（民児協） が連携し、各種事業を行っています。
・訪問サービス事業（社協）概ね65歳以上のひとり暮らしの方等を対象に、ボランティアの方が家庭を訪問し安否確認や日常生活の相談に応じます。
・訪問活動、ひとり暮らし高齢者会食会等（地区社協）
・ひとり暮らしの高齢者等の見守り訪問活動（民児協）</td></tr>
<tr><td>②地域活動の推進</td><td>・地域活動や行事への参加による交流を推進します。
・障がい者の交流を促進し、相互の理解や情報交換、特技や趣味を生かした活動を支援します。</td><td>社会福祉課</td><td>A</td><td>毎年度開催している「ふれあい広場だて」を後援したほか、回復者クラブ（ハッピーサークル）の主催で、3障がいとの交流事業の実施や、同じ障がいのある者同士の交流を実施しています。
＜実施状況＞
<table>
<tr><th></th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr>
<tr><td>回数（回）</td><td>20</td><td>19</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>参加者数（延べ人数）</td><td>158</td><td>146</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>うち、スタッフ数</td><td>26</td><td>38</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>